○内閣府令第

号

金 融 商 取引法 (昭 和二十三年法律第二十五号) 並びに金融サー ビス の提供に関する法律 (平成十二年法

律第百一号) 及び 金融 サ ピ ス \mathcal{O} 提供 に 関する法律 施 行令 (平成十二年 政令第四 百 八 十四号) \mathcal{O} 規定 に基

き、 金 融 商 品品 取 引 業等 に 関 す る内 閣 府 令及び 金融サー ピ ス 仲介業者等に関 する内 閣 府 令 \mathcal{O} 部 を改 正 立する内

閣府令を次のように定める。

令和三年 月 日

内閣総理大臣 菅 義偉

金 融 商 品品 取 引業等に関 する内 閣 府令及び金融 サー ピ ス仲介業者等に関す る内閣 府令 0 部を改正す る

内閣府令

(金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正)

第一 条 金 融 商 밆 取引業等に関する内 閣 府令 平 成十九年内閣府令第五十二号) *(*) 部を次のように改正

る。

次の 表により、 改正 一前欄 に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定

の傍線を付した部分のように改め、 改正 前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付

した規定 (以下「対象規定」という。) は、 その標記部分が同一 のものは当該対象規定を改正後欄に掲 げ

るもののように改め、 改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていない ものは

これ を削り り、 改正 一後欄 に掲 げる対象規定で改正前欄にこれに対応するもの を掲げてい ない も の は、これ

を加える。

をいう。以下この号、第百二十三条第一項第十九号及び第百五十十三 非公開融資等情報 融資業務(事業のための融資に係る業務を除く。)をいう。	の特別の情報(これらの情報のうち外国法人(法人でない外国のた顧客の有価証券の売買その他の取引等に係る注文の動向その他	の職務を行うべき社員を含む。)若しくは使用人が職務上知り得親法人等若しくは子法人等の役員(役員が法人であるときは、そ同じ。)に影響を及ぼすと認められるもの又は自己若しくはその	五の二第三号及び第二百三十三条の二第一項第四号を除き、以下第二条第八項第十一号ロに規定する投資判断をいう。第十六条の関する公表されていない重要な情報であって顧客の投資判断(法	十二 非公開情報 発行者である会社の運営、業務若しくは財産に[一〜十一 略] 定めるところによる。	4 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に[2・3 略]	第一条 [略] (定義)	改 正 後
をいう。以下この号、第百二十三条第一項第十九号及び第百五十十三 非公開融資等情報 融資業務(事業のための融資に係る業務	の特別の情報をいう。 た顧客の有価証券の売買その他の取引等に係る注文の動向その他	の職務を行うべき社員を含む。)若しくは使用人が職務上知り得親法人等若しくは子法人等の役員(役員が法人であるときは、そ同じ。)に影響を及ぼすと認められるもの又は自己若しくはその	五の二第三号及び第二百三十三条の二第一項第四号を除き、以下第二条第八項第十一号ロに規定する投資判断をいう。第十六条の関する公表されていない重要な情報であって顧客の投資判断(法	十二 非公開情報 発行者である会社の運営、業務若しくは財産に[一〜十一 同上]	4 [同上]	第一条 [同上] (定義)	改正前

若しくは金融機関代理業務に重要な影響を及ぼすと認められるも 断に影響を及ぼすと認められるもの又は金融商品取引業若しくは 掲げる有価証券であって同項第一号及び第二号の性質を有する有 仲介業務 報その他の特別な情報であって金融商品取引業若しくは金融商品 ては、 貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介に 条第十三号に規定する金融機関代理業のうち事業のための資金の の他の特別の情報であって当該有価証券の発行者に係る融資業務 たその顧客の有価証券の売買その他の取引等に係る注文の動向そ 価証券を除く。 第二項第一号に掲げる有価証券並びに法第二条第一項第十七号に 従事する役員若しくは使用人が勧誘する有価証券 が職務上知り得たその顧客の行う事業に係る公表されていない情 百四十一条第二項第一号口を除き、 の二第一項第一号イ、第二百三十九条第二項第三号ロ(1)及び第1 係る業務をいう。以下同じ。)に従事する役員 条第五号において同じ。)若しくは金融機関代理業務(第六十八 金融商品仲介業務に従事する役員若しくは使用人が職務上知り得 (これら 国内における代表者を含む。 (金融商品仲介行為を行う業務をいう。以下同じ。) に の情報 以下この号において同じ。)に係る顧客の投資判 国 以下同じ。)若しくは使用人 次章第五節 法 人でない 外国 (外国法人にあっ 第二百三十八条 (法第三十三条 の団体で代表

断に影響を及ぼすと認められるもの又は金融商品取引業若しくは 第二項第一号に掲げる有価証券並びに法第二条第一項第十七号に 報その他の特別な情報であって金融商品取引業若しくは金融商品 ては、 貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介に 条第十三号に規定する金融機関代理業のうち事業のための資金 条第五号において同じ。)若しくは金融機関代理業務 のをいう。 若しくは金融機関代理業務に重要な影響を及ぼすと認められるも の他の特別の情報であって当該有価証券の発行者に係る融資業務 たその顧客の有価証券の売買その他の取引等に係る注文の動向そ 価証券を除く。以下この号において同じ。) 掲げる有価証券であって同項第一号及び第二号の性質を有する有 従事する役員若しくは使用人が勧誘する有価証券 仲介業務(金融商品仲介行為を行う業務をいう。以下同じ。)に が職務上知り得たその顧客の行う事業に係る公表されていない情 百四十一条第二項第一号口を除き、 の二第一項第一号イ、第二百三十九条第二項第三号ロ(1)及び第1 係る業務をいう。以下同じ。)に従事する役員 金融商品仲介業務に従事する役員若しくは使用人が職務上知り得 国内における代表者を含む。 以下同じ。)若しくは使用人 次章第五節、 に係る顧客の投資判 (外国法人にあ 第二百三十八条 (法第三十三条 (第六十八

[十四~十八 同:

[十四~十八

略

をいう。

者又は管理人の定めのあるものを含む。)に係るものを除く。

同上

おそれがあるもの)(業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずる

第百二十三条 法第四十条第二号に規定する内閣府令で定める状況は

[一~十七 略]

次に掲げる状況とする。

[イ〜ホ 略]

一当該金融商品取引業者等が当該登録金融機関若しくは金融商品ので含品仲介業者の親法人等若しくは子法人等である場合には、外国法人(法等の親法人等若しくは子法人等である場合又は当該登人でない外国の団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含人でない外国の団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。)に係るもの

(業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずる

第百二十三条 [同上]

おそれがあるもの)

[一~十七

同上

-八 金融商品取引業者等が取得した顧客の財産に関する公表され、事前に顧客の書面による同意を得ることなく、当該金融商品取引業者等が委託を行う登録金融機関若しくは金融商品仲介業者から取得した顧客の財産に関する公表されていない情報その他の特別な情報(次に掲げるものを除く。)をしたものに限る。)を利用して有価証券の売買その他の取引等をしたものに限る。)を利用して有価証券の売買その他の取引等をしたものに限る。)を利用して有価証券の売買その他の取引等を勧誘している状況

[イ〜ホ 同上]

[号の細分を加える。]

[十九~二十三 略]

用して有価証券の売買その他の取引等を勧誘している状況 当該顧客の書面による同意を得ずに提供したものに限る。)を利 客の財産に関する公表されていない情報その他の特別な情報 ない情報その他の特別な情報(次に掲げるものを除く。)を、 者に提供している状況又は委託金融商品取引業者から取得した顧 に掲げるもの以外のものであって、当該委託金融商品取引業者が 前に顧客の書面による同意を得ることなく、委託金融商品取引業 登録金融機関が取得した顧客の財産に関する公表されてい

あるものを含む。)に係るもの 外国法人(法人でない外国の団体で代表者又は管理人の定めの 該登録金融機関の親法人等若しくは子法人等である場合には、 しくは子法人等である場合又は当該委託金融商品取引業者が当 当該登録金融機関が当該委託金融商品取引業者の親法人等若

[二十五~三十六 略]

等である場合又は委託金融商品取引業者が登録金融機関の親法人等 この項において 客の財産に関する公表されていない情報その他の特別な情報 が顧客(法人に限る。 の規定の適用については、 若しくは子法人等である場合における前項第十八号及び第二十四号 登録金融機関が委託金融商品取引業者の親法人等若しくは子法人 特別情報」という。 以下この項において同じ。 登録金融機関又は委託金融商品取引業者 の委託金融商品取引業者又 に対して当該顧 以下

[十九~二十三 同上]

十四四 供したものに限る。) 客の財産に関する公表されていない情報その他の特別な情報(当 者に提供している状況又は委託金融商品取引業者から取得した顧 前に顧客の書面による同意を得ることなく、委託金融商品取引業 ない情報その他の特別な情報(次に掲げるものを除く。)を、 を勧誘している状況 該委託金融商品取引業者が当該顧客の書面による同意を得ずに提 登録金融機関が取得した顧客の財産に関する公表されてい を利用して有価証券の売買その他の取引等

[イ〜ニ 同上]

[号の細分を加える。]

[二十五~三十六 同上]

2 きは、 等である場合又は委託金融商品取引業者が登録金融機関の親法人等 の規定の適用については、次に定めるところによる。ただし、登録 若しくは子法人等である場合における前項第十八号及び第二十四号 に関する公表されていない情報その他の特別な情報 金融機関の金融商品仲介業務に従事する役員(役員が法人であると 登録金融機関が委託金融商品取引業者の親法人等若しくは子法 その職務を行うべき社員を含む。)又は使用人が顧客の財産 (以下この項に

[号を削る。]

又は委託金融商品取引業者から受領する場合は、この限りでない。おいて「特別情報」という。)を委託金融商品取引業者に提供し、

一 顧客が外国法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めの一 顧客が外国法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めの一 顧客が外国法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めの一 顧客が外国法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めの一 顧客が外国法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めの一 顧客が外国法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めの

て「特別情報の提供」という。)の停止を求める機会を適切に提金融商品取引業者又は登録金融機関への提供(以下この号におい以下この号において同じ。)に対して当該顧客の特別情報の委託二 登録金融機関又は委託金融商品取引業者が顧客(法人に限る。

[号を削る。

7

青報の是共に関し当该発行者等が帝诘している契約の内容及び一者等が電磁的記録により同意の意思表示をしたとき又は非公開に相当する行為を制限する規定がない場合において、当該発行で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。)であって、か	
による同意がある場合(発行者等が外国法人(法人でない団体	による同意がある場合
よる非公開情報の提供についてあらかじめ当該発行者等の書面	よる非公開情報の提供についてあらかじめ当該発行者等の書面
イ 当該金融商品取引業者又はその親法人等若しくは子法人等に	イ 当該金融商品取引業者又はその親法人等若しくは子法人等に
	いて行うものを除く。)。
	親法人等若しくは子法人等に提供すること(次に掲げる場合にお
	商品取引業者の親法人等若しくは子法人等から受領し、又は当該
	業を行う者に限る。)が発行者等に関する非公開情報を当該金融
七[同上]	七 有価証券関連業を行う金融商品取引業者(第一種金融商品取引
[一~六 同上]	[一~六 略]
	定める行為は、次に掲げる行為とする。
第百五十三条 [同上]	第百五十三条 法第四十四条の三第一項第四号に規定する内閣府令で
(金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が関与する行為の制限	(金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が関与する行為の制限
[3~16 同上]	[3
とみなす。	
別情報の提供について当該顧客の書面による同意を得ているもの	
供している場合は、当該顧客が当該停止を求めるまでは、当該特	

[ロ〜リ 略]

[九~十五 略]

[2~4 略]

第百五十四条 法第四十四条の三第二項第四号に規定する内閣府令で(登録金融機関の親法人等又は子法人等が関与する行為の制限)

定める行為は、

次に掲げる行為とする。

その他の特別の情報に限る。)を、当該登録金融機関の親法人等開情報(顧客の有価証券の売買その他の取引等に係る注文の動向及び次号において同じ。)又は使用人が、発行者等に関する非公法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。以下この号当該登録金融機関の金融商品仲介業務に従事する役員(役員が四)当該登録金融機関の金融商品仲介業務に従事する役員(役員が四)

に認められるときは、当該発行者等の書面による同意を得たも当該国の商慣習に照らして当該発行者等の同意があると合理的

のとみなす。)

[ロ〜リ 同上]

該顧客の書面による同意を得たものとみなされる場合を除く。)業を行う者に限る。)が、その親法人等又は子法人等から取得しを顧客に関する非公開情報(当該親法人等又は子法人等が当該顧金融商品取引契約の締結を勧誘すること(前号イの規定により当該顧金融商品取引業者(第一種金融商品取引

[九~十五 同上]

同上

第百五十四条 [同上] (登録金融機関の親法人等又は子法人等が関与する行為の制限)

[一~三 同上]

その他の特別な情報に限る。)を、当該登録金融機関の親法人等関情報(顧客の有価証券の売買その他の取引等に係る注文の動向関情報(顧客の有価証券の売買その他の取引等に係る注文の動向法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。以下この号法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。以下この号法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。以下この号法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。以下この号法人であると言います。

に掲げる会社(同条第二項第一号に規定する従属業務を営む会社 六条の二第一項第十一号に掲げる会社(同条第二項第一号に規定 げる業務を営む会社に限る。 条の二十三第一項第十号に掲げる会社 協同組合法第十一条の六十六第 る会社(同条第二項第一号に規定する従属業務を営む会社に限る を営む会社に限る。)、保険業法第百六条第一項第十二号に掲げ を営む会社に限る。)、労働金庫法第五十八条の五第一項第六号 属業務を営む会社に限る。 する従属業務を営む会社に限る。)、長期信用銀行法第十三条の 号に掲げる会社 する保険持株会社及び同法第二百七十一条の二十二第一項第十二 る長期信用銀行持株会社、 む会社に限る。)、長期信用銀行法第十六条の四第一項に規定す に限る。)、協同組合による金融事業に関する法律第四条の四第)、農林中央金庫法第七十二条第一 |項第一号に規定する従属業務を営む会社に限る。) 及び水産業 一第一項第十一号に掲げる会社 項第十号に掲げる会社 (銀行法第二条第十三項に規定する銀行持株会社、 項第六号に掲げる会社 以下この号において同じ。) 若しくは子法人等(銀行法第十 一項第一号に規定する従属業務を営む会社に限る。)、 (同号イに掲げる業務を営む会社に限る。) を除 (同条第) (同条第二項第一号に規定する従属業務)、信用金庫法第五十四条の二十三第 同項第十号に掲げる会社 一項第五号に掲げる会社 (同条第四項第一号に規定する従 保険業法第二条第十六項に規定 一項第一号に規定する従属業務 項第八号に掲げる会社 (同号イに掲げる業務を営 同法第五十二 (同号イに掲 (同条第 同

。)、農林中央金庫法第七十二条第一 に掲げる会社 を営む会社に限る。)、労働金庫法第五十八条の五第一項第六号 する保険持株会社及び同法第二百七十一条の二十二第一項第十二 げる業務を営む会社に限る。)、 む会社に限る。)、長期信用銀行法第十六条の四第一項に規定す 条の二十三第一項第十号に掲げる会社 協同組合法第十一条の六十六第一 条第二項第一号に規定する従属業務を営む会社に限る。)、 る会社 を営む会社に限る。)、保険業法第百六条第一項第十二号に掲げ に限る。)、協同組合による金融事業に関する法律第四条の四第 属業務を営む会社に限る。 する従属業務を営む会社に限る。)、長期信用銀行法第十三条の 六条の二第一項第十一号に掲げる会社 号に掲げる会社 る長期信用銀行持株会社、 項第十号に掲げる会社 (銀行法第二条第十三項に規定する銀行持株会社、 項 項第六号に掲げる会社 一第一項第十一号に掲げる会社 第 以下この号において同じ。)若しくは子法人等 一号に規定する従属業務を営む会社に限る。)及び水産業 (同条第二項第一号に規定する従属業務を営む会社に限る (同条第二項第一号に規定する従属業務を営む会社 (同号イに掲げる業務を営む会社に限る。) を除 (同条第二項第一号に規定する従属業務 (同条第二項第一号に規定する従属業務 同項第十号に掲げる会社)、信用金庫法第五十四条の二十三第 項第五号に掲げる会社 (同条第四項第一号に規定する従 保険業法第二条第十六項に規定 項第八号に掲げる会社 (同条第二項第一号に規定 (同号イに掲げる業務を営 同法第五十二 (銀行法第十 (同号イに掲 (同条第

おいて行うものを除く。)。
おいて行うものを除く。)。
は同組合法第八十七条の二第一項第五号に掲げる会社(同条第二項第一号に規定する従属業務を営む会社に限る。)を除く。以下選法人等若しくは子法人等から受領すること(次に掲げる会社、同条第二規定する従属業務を営む会社に限る。)を除く。以下規法人等若しくは子法人等から受領すること(次に掲げる場所とのに関係し、又は有価証券(法第三十三条規法人等若しくは子法人等から受領すること(次に掲げる場所との場所と、以下規定は対して、というに対して、というに対して、

者等の書面による同意がある場合 子法人等による非公開情報の提供についてあらかじめ当該発行イ 当該登録金融機関又は当該登録金融機関の親法人等若しくは

[ロ〜ヌ 略]

客に関する非公開情報(当該親法人等又は子法人等が当該顧客の人が、当該登録金融機関の親法人等又は子法人等から取得した顧五 当該登録金融機関の金融商品仲介業務に従事する役員又は使用

この号において同じ。)に提供し、又は有価証券(法第三十三条 親法人等若しくは子法人等から受領すること(次に掲げる場合に 価証券を除く。)の発行者である顧客の非公開融資等情報をその 掲げる有価証券であって同項第一号及び第二号の性質を有する有 項第一号に規定する従属業務を営む会社に限る。)を除く。以下 協同組合法第八十七条の二第一項第五号に掲げる会社(同条第二 おいて行うものを除く。)。 第二項第一号に掲げる有価証券並びに法第二条第一項第十七号に あって、 者等の書面による同意がある場合 子法人等による非公開情報の提供についてあらかじめ当該発行 又は非公開情報の提供に関し当該発行者等が締結している契約 定する行為に相当する行為を制限する規定がない場合におい でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。 当該発行者等が電磁的記録により同意の意思表示をしたとき 当該登録金融機関又は当該登録金融機関の親法人等若しくは かつ、 当該発行者等が所在する国の法令上この号に規 (発行者等が外国法人 (法人)で

[ロ〜ヌ 同上]

意を得たものとみなす。)

ると合理的に認められるときは、

当該発行者等の書面による同

内容及び当該国

の商慣習に照らし

て当該発行者等の同

高意があ

客に関する非公開情報(当該親法人等又は子法人等が当該顧客の人が、当該登録金融機関の親法人等又は子法人等から取得した顧五 当該登録金融機関の金融商品仲介業務に従事する役員又は使用

十二(金融商品仲介業者又はその役員(役員が法人であるときは、 十二(金融商品[一〜十一の二)略] [一〜十一の二)		(金融商品中介業者の金融商品中介業务で系る禁止行為) (金融商品中介業者[2・3 略] [2・3 同上]	[三〜十八 略] [三〜十八 同	とを証する記録	プ 第百五十三条第一項第七号イ ア 第百五十 ア 第百五十 ア 第 百五十 ア ア ア ア ア ア ア ア ア ア ア ア ア ア ア ア ア ア ア	[イ・ロ 略] [イ・ロ 同	次に掲げる規定に規定する書面 二 [同上]	[略] 一 [同上]	が作成すべき帳簿書類は、次に掲げるものとする。	種金融商品取引業を行う者に限る。以下この款において同じ。)	第百五十七条 法第四十六条の二の規定により金融商品取引業者(第 第百五十七条 [(業務に関する帳簿書類) (業務に関する帳簿書類)	[六~九 略] [六~九 同上]	本の書面による同意の書面による同意を得ずに提供したものに限る。)を利用して金融 書面による同意を得ずに提供したものに限る。)を利用して金融 書面による同意を
十二 金融商品仲介業者又はその役員(役員が法人であるときは、[一~十一の二 同上]		業者の金融商品中介業务こ系る禁止行為)	同上]	記録) たものとみなされる場合は、当該場合に該当するこ	第百五十三条第一項第七号イ(同号イの規定により書面によ	同上					[同上]	帳簿書類)		客の書面による同意を得たものとみなされる場合を除く。)。商品取引契約の締結を勧誘すること(前号イの規定により当該顧書面による同意を得ずに提供したものに限る。)を利用して金融書

得した当該特別の情報 情報を受領する場合及び同項第三号若しくは第四号に掲げる情報 等若しくは子銀行等である所属金融機関の委託を受けて金融機関 若しくはその親法人等若しくは子法人等又はそれらの役員若しく その親法人等若しくは子法人等から受領する行為若しくはその親 使用人が職務上知り得た顧客の有価証券の売買又は市場デリバテ その職務を行うべき社員を含む。)若しくは使用人が、当該金融 して有価証券の売買その他の取引、 当該顧客の書面による同意を得て提供したものを除く。)を利用 を提供する場合を除く。) 又は親法人等若しくは子法人等から取 代理業を行う場合であって、 第十二号イからハまでに掲げる情報を提供する場合並びに親銀 号イからハまでに掲げる情報を受領する場合及び第二百八十一条 商品取引業者等である場合であって、第百二十三条第一項第十八 は使用人による当該特別の情報の提供につき事前に当該顧客の書 法人等若しくは子法人等に提供する行為(当該金融商品仲介業者 は管理人の定めのあるものを含む。 商品仲介業者又はその親法人等若しくは子法人等の役員若しくは 面による同意がある場合、 ィブ取引若しくは外国市場デリバティブ取引に係る注文の動向そ [市場デリバティブ取引 の特別の情報 (外国法人 (当該親法人等若しくは子法人等が事前に (有価証券等清算取次ぎを除く。) を勧 親法人等若しくは子法人等が所属金融 次項第一号若しくは第二号に掲げる (法人でな)に係るものを除く。 市場デリバティブ取引又は外 外国の団体で代表者又 行

次項第 当該金融商品仲介業者若しくはその親法人等若しくは子法人等又 使用人が職務上知り得た顧客の有価証券の売買又は市場デリバテ その職務を行うべき社員を含む。)若しくは使用人が、当該金融 属金融機関の委託を受けて金融機関代理業を行う場合であって、 る情報を提供する場合並びに親銀行等若しくは子銀行等である所 を受領する場合及び第二百八十一条第十二号イからハまでに掲げ あって、第百二十三条第一項第十八号イからハまでに掲げる情報 法人等若しくは子法人等が所属金融商品取引業者等である場合で よる同意を得たものとみなす。 客の同意があると合理的に認められるときは、 が締結している契約の内容及び当該国の商慣習に照らして当該顧 同意の意思表示をしたとき又は非 制限する規定がない場合におい 規定する行為 む。 き事前に当該顧客の書面による同意がある場合 はそれらの役員若しくは使用人による当該特別の情報の提供につ る行為若しくはその親法人等若しくは子法人等に提供する行為 0 商品仲介業者又はその親法人等若しくは子法人等の役員若しくは ィブ取引若しくは外国市場デリバティブ取引に係る注文の動向そ)他の特別の情報を、その親法人等若しくは子法人等から受領 (法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含 であって、 一号若しくは第二号に掲げる情報を受領する場合及び同 (情報の受領又は提供に限る。 か 当該顧客が所在する国の法令上この号に こへ 以下この号において同じ。 公開情報の提供に関 当該顧客が電磁的記録により 当該顧客の書面 に相当する行為を (当該顧客が外国 当該 親

[十三~二十四 略]

の号、 事する金融商品仲介業者又はその役員(役員が法人であるときは 顧客の投資判断に影響を及ぼすと認められるもの又は金融商品仲 り得たその顧客の行う事業に係る公表されていない情報その他の 内容とする契約の締結の代理又は媒介に係る業務を含む。 下この号において同じ。 介業に従事する金融商品仲介業者若しくはその役員若しくは使用 若しくはその役員若しくは使用人が勧誘する当該有価証券に係る 特別な情報であって金融商品仲介業に従事する金融商品仲介業者 る金融商品仲介業者若しくはその役員若しくは使用人が職務上知 る業務の代理のうち事業のための資金の貸付け又は手形の割引を 人が職務上知り得たその顧客の有価証券の売買、 その職務を行うべき社員を含む。)若しくは使用人が、有価証 (第百十七条第一項第三十一号に規定する有価証券をいう。 (金融機関代理業務 次号及び第二百八十一条第九号において同じ。)に従事す 金融機関代理業を行う場合において、 (再編強化法第四十二条第三項の認可に係)の発行者である顧客の非公開融資等情 金融商品仲介業に従 市場デリバティ 以下こ 以

価証券等清算取次ぎを除く。)を勧誘する行為は親法人等若しくは子法人等が事前に当該顧客の書面による同意を親法人等若しくは子法人等が事前に当該顧客の書面による同意を親法人等若しくは子法人等がら取得した当該特別の情報(当該第三号若しくは第四号に掲げる情報を提供する場合を除く。)又

十三~二十四 同上]

十五 の 号、 若しくはその役員若しくは使用人が勧誘する当該有価証券に係る り得たその顧客の行う事業に係る公表されていない情報その他 内容とする契約の締結の代理又は媒介に係る業務を含む。 下この号において同じ。)の発行者である顧客の非公開融資等情 券(第百十七条第一項第三十一号に規定する有価証券をいう。 事する金融商品仲介業者又はその役員(役員が法人であるときは 介業に従事する金融商品仲介業者若しくはその役員若しくは使用 顧客の投資判断に影響を及ぼすと認められるもの又は金融商品 特別な情報であって金融商品仲介業に従事する金融商品仲介業者 る金融商品仲介業者若しくはその役員若しくは使用人が職務上知 る業務の代理のうち事業のための資金の貸付け又は手形の割引を 報 人が職務上知り得たその顧客の有価証券の売買、 その職務を行うべき社員を含む。)若しくは使用人が、有価証 (金融機関代理業務 次号及び第二百八十一条第九号において同じ。)に従事す 金融機関代理業を行う場合において、 (再編強化法第四十二条第三項の認可に係 金融商品仲介業に従 市場デリバティ 以下こ 以

を ではその役員若しくは使用人に提供する行為(次に掲げる場合を で第二百八十一条第九号において同じ。)を金融機関代理業務に び第二百八十一条第九号において同じ。)を金融機関代理業務に び第二百八十一条第九号において同じ。)を金融機関代理業務に が第二百八十一条第九号において同じ。)を金融機関代理業務に がよる。以下この号及 がよる。以下この号及 がよる。以下この号及 がよる。以下この号及 がよる。以下この号及 がよる。と、。)

[イ〜ハ 略]

[二十六~三十三 略]

[2・3 略]

おそれがあるもの) (業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずる

二号に規定する内閣府令で定める状況は、次に掲げる状況とする。第二百八十一条 法第六十六条の十五において準用する法第四十条第

[一~十一 略]

であって、当該所属金融商品取引業者等が当該顧客の書面によるの特別な情報(次に掲げるものを除く。)を、事前に顧客の書面の特別な情報(次に掲げるものを除く。)を、事前に顧客の財産に関する情報その他の特別な情報(次に掲げるものを除く。)を、事前に顧客の書面の特別な情報(次に掲げるものを除く。)を、事前に顧客の書面の特別な情報(次に掲げるものを除く。)を、事前に顧客の書面の特別な情報(次に掲げるものを除く。)を、事前に顧客の財産に関する情報その他

除く。) には、 で第二百八十一条第九号において同じ。)を金融機関代理業務に で第二百八十一条第九号において同じ。)を金融機関代理業務に で第二百八十一条第九号において同じ。)を金融機関代理業務に で第二百八十一条第九号において同じ。)を金融機関代理業務に でする金融商品仲介業者若しくはその役員若しくは使用人から ではその役員若しくは使用人に提供する行為(次に掲げる場合を ではその役員若しくは使用人がら ではその役員若しくは使用人に提供する行為(次に掲げる場合を ではその役員若しくは使用人に提供する行為(次に掲げる場合を ではその役員若しくは使用人に提供する行為(次に掲げる場合を ではその役員若しくは使用人がら ではその役員若しくはをの役員若しくは使用人がら ではその役員若しくは使用人がら ではその役員若しくは使用人がら ではその役員若しくは使用人がら ではその役員若しくは使用人がら ではその役員若しくは使用人がら ではその役員若しくは使用人がら ではその役員若しくは使用人がら ではその役員若しくは使用人がら ではその役員若しくは使用人がら ではその役員を ではためる。 ではため

[イ〜ハ 同上]

[二十六~三十三 同上]

2 · 3 同上

おそれがあるもの)(業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずる

第二百八十一条 [同上]

[一~十一 同上]

等が当該顧客の書面による同意を得ずに提供したものに限る。)による同意を得ることなく、所属金融商品取引業者等に提供してによる同意を得ることなく、所属金融商品取引業者等に提供しての特別な情報(次に掲げるものを除く。)を、事前に顧客の書面の特別な情報(次に掲げるものを除く。)を、事前に顧客の書面の特別な情報(次に掲げるものを除く。)を、事前に顧客の書面の特別な情報(次に掲げるものを除く。)を、事前に顧客の財産に関する情報その他十二

除く全体に付した傍線は注記である。	備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線
十二 [匝斗]	十三 [略]
	理人の定めのあるものを含む。) に係るもの
	る場合には、外国法人(法人でない外国の団体で代表者又は管
	者等が当該金融商品仲介業者の親法人等若しくは子法人等であ
	人等若しくは子法人等である場合又は当該所属金融商品取引業
[号の細分を加える。]	ニ 当該金融商品仲介業者が当該所属金融商品取引業者等の親法
[イ〜ハ 同上]	[イ〜ハ 略]
	その他の取引等を勧誘している状況
を利用して有価証券の売買その他の取引等を勧誘している状況	同意を得ずに提供したものに限る。)を利用して有価証券の売買

(金融サービス仲介業者等に関する内閣府令の一部改正)

第二条 金融サービス仲介業者等に関する内閣府令(令和三年内閣府令第三十五号)の一部を次のように改

正する。

次の表により、 改正 前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定

の傍線を付した部分のように改め、 改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号の細分を加える。

る者	己の行う有価証券等仲介業務の顧客に関するものに限る。) に関
客に関するものに限る。)に関連するものを除く。)を行ってい	ものを含む。)に係るものを除く。)をいう。)(発行者又は自
おいて同じ。) (発行者又は自己の行う有価証券等仲介業務の顧	国法人(法人でない外国の団体で代表者又は管理人の定めのある
)に係る注文の動向その他の特別の情報をいう。同項第十二号に)に係る注文の動向その他の特別の情報(これらの情報のうち外
その他の取引等をいう。第百十一条第一項第八号において同じ。	その他の取引等をいう。第百十一条第一項第八号において同じ。
の取引等(同法第四十一条の二第四号に規定する有価証券の売買	の取引等(同法第四十一条の二第四号に規定する有価証券の売買
)若しくは使用人が職務上知り得た顧客の有価証券の売買その他)若しくは使用人が職務上知り得た顧客の有価証券の売買その他
が法人である場合にあっては、その職務を行うべき社員を含む。	が法人である場合にあっては、その職務を行うべき社員を含む。
の又は自己若しくはその親法人等若しくは子法人等の役員(役員	の又は自己若しくはその親法人等若しくは子法人等の役員(役員
をいう。第五款において同じ。)に影響を及ぼすと認められるも	をいう。第五款において同じ。)に影響を及ぼすと認められるも
断(金融商品取引法第二条第八項第十一号ロに規定する投資判断	断(金融商品取引法第二条第八項第十一号ロに規定する投資判断
財産に関する公表されていない重要な情報であって顧客の投資判	財産に関する公表されていない重要な情報であって顧客の投資判
務(非公開財産等情報(発行者である会社の運営、業務若しくは	務(非公開財産等情報(発行者である会社の運営、業務若しくは
融商品取引業等及び金融商品仲介業を除く。)の遂行のための業	融商品取引業等及び金融商品仲介業を除く。)の遂行のための業
二 専ら次に掲げるいずれかの者の業務(有価証券等仲介業務、金	二 専ら次に掲げるいずれかの者の業務(有価証券等仲介業務、金
[同上]	
	る者は、次に掲げる者とする。
第四十二条 [同上]	第四十二条 令第三十条第二項及び第三項に規定する内閣府令で定め
(親法人等及び子法人等から除かれる者)	(親法人等及び子法人等から除かれる者)
改正前	改 正 後

連するものを除く。)を行っている者

三「略」

(有価証券等仲介業務に関する禁止行為)

行為は、次に掲げる行為とする。
準用金融商品取引法第三十八条第九号に規定する内閣府令で定めるいて単に「特定金融サービス契約」という。)である場合における等契約及び特定保険契約以外の特定金融サービス契約(第一号にお第百十一条 その締結の媒介を行う特定金融サービス契約が特定預金

[一~十一 略]

十二 金融サービス仲介業者又はその役員(役員が法人であるとき 若しくは使用人が職務上知り得た顧客の有価証券の売買又は市場 当該顧客の書面による同意がある場合、 の役員若しくは使用人による当該特別の情報の提供につき事前に 。)を、その親法人等若しくは子法人等から受領する行為若しく デリバティブ取引若しくは外国市場デリバティブ取引に係る注文 ビス仲介業者若しくはその親法人等若しくは子法人等又はそれら はその親法人等若しくは子法人等に提供する行為(当該金融サー 代表者又は管理人の定めのあるものを含む。)に係るものを除く の動向その他の特別の情報 金融サービス仲介業者又はその親法人等若しくは子法人等の役員 は、その職務を行うべき社員を含む。)若しくは使用人が、当該 (外国法人 (法人でない外国 親法人等又は子法人等が の団体で

[イ・ロ 同上]

三

同上

(有価証券等仲介業務に関する禁止行為]

第百十一条 [同上]

[一~十一 同上]

十二 金融サービス仲介業者又はその役員(役員が法人であるとき ら受領する行為若しくはその親法人等若しくは子法人等に提供す 若しくは使用人が職務上知り得た顧客の有価証券の売買又は市場 金融サービス仲介業者又はその親法人等若しくは子法人等の役員 は、その職務を行うべき社員を含む。)若しくは使用人が、当該 あるものを含む。 該顧客が外国法人 報の提供につき事前に当該顧客の書面による同意がある場合 は子法人等又はそれらの役員若しくは使用人による当該特別の情 る行為(当該金融サービス仲介業者若しくはその親法人等若しく の動向その他の特別の情報を、その親法人等若しくは子法人等か デリバティブ取引若しくは外国市場デリバティブ取引に係る注文 (法人でない団体で代表者又は管理人の定めの であって、 かつ、 当該顧客が所在する国の法

十三~二十三 略

あって、 得て提供したものを除く。)を利用して有価証券の売買その他 親法人等若しくは子法人等が事前に当該顧客の書面による同意を う。 供する場合並びに親銀行等(親法人等のうち、 内閣府令第百二十三条第一項第十八号イからハまでに掲げる情報 取引を勧誘する行為 は親法人等若しくは子法人等から取得した当該特別の情報 同項第三号又は第四号に掲げる情報を提供する場合を除く。)又 ある相手方金融機関の委託を受けて金融機関代理業を行う場合で 同組織金融機関に該当するものをいう。次項において同じ。)で おいて同じ。) 若しくは子銀行等(子法人等のうち、銀行又は協 法律第四十四号)第二条第一項に規定する協同組織金融機関をい 金融機関 を受領する場合及び第百十八条第九号イ又はロに掲げる情報を提 相手方金融機関である場合であって、 以下この号において同じ。)に該当するものをいう。次項に 次項第一号又は第二号に掲げる情報を受領する場合及び (協同組織金融機関の優先出資に関する法律 金融商品取引業等に関する 銀行又は協同組織 (平成五年 (当該

習に照らして当該 的記録により同意の意思表示をしたとき又は非公開財産等情報の 当する行為を制限する規定がない場合において、 法人等から取得した当該特別の情報 は第二号に掲げる情報を受領する場合及び同項第三号又は第四号 委託を受けて金融機関代理業を行う場合であって、次項第一号又 は子銀行等(子法人等のうち、 て同じ。)に該当するものをいう。 条第一項に規定する協同組織金融機関をいう。以下この号におい 融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号)第二 第一項第十八号イからハまでに掲げる情報を受領する場合及び第 場合であって、 おいて同じ。 提供に関し当該顧客が締結している契約の内容及び当該国の商慣 令上この号に規定する行為 人等が事前に当該顧客の書面による同意を得て提供したものを に掲げる情報を提供する場合を除く。)又は親法人等若しくは子 するものをいう。次項において同じ。)である相手方金融機関 百十八条第九号イ又はロに掲げる情報を提供する場合並びに親銀 当該顧客の書面による同意を得たものとみなす。)を利用して有価証券の売買その他の取引を勧誘する行為 (親法人等のうち、 同上] 金融商品取引業等に関する内閣府令第百二十三条 顧客の 親法人等又は子法人等が相手方金融機関である 銀行又は協同組織金融機関 同 意があると合理的に認められるときは (情報の受領又は提供に限る。 銀行又は協同組織金融機関に該当 次項において同じ。)若しく (当該親法人等若しくは子法 当該顧客が電 以下この号に (協同組織) に 相

十四四 て同じ。 券の発行者に係る金融機関代理業務に重要な影響を及ぼすと認め 用人が職務上知り得たその顧客の行う事業に係る公表されていな 理業務 その職務を行うべき社員を含む。)若しくは使用人が、有価証券 有価証券の売買、 者若しくはその役員若しくは使用人が職務上知り得たその顧客の する当該有価証券に係る顧客の投資判断に影響を及ぼすと認めら る金融サービス仲介業者若しくはその役員若しくは使用人が勧誘 形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介に係る業務を含 形 号及び第二号の性質を有する有価証券を除く。 に同法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券であって同項第 て同じ。 れるもの又は有価証券等仲介業務に従事する金融サービス仲介業 金融サービス仲介業者又はその役員(役員が法人であるときは、 (金融商品取引法第三十三条第) に従事する金融サービス仲介業者若しくはその役員若しくは使 取引に係る注文の動向その他の特別の情報であって当該有価 情報その他の特別な情報であって有価証券等仲介業務に従事す の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介に係る業務をい 再編強化法代理業務のうち事業のための資金の貸付け又は手 以下この号及び次号並びに第百十八条第七号において同じ。 金融機関代理業 (金融機関代理業のうち事業のための資金の貸付け又は手)を行う場合において、 の発行者である顧客の非公開融資等情報 市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティ (再編強化法代理業務を含む。次号におい 一項第一号に掲げる有価証券並び 有価証券等仲介業務に従事する 以下この号におい (金融機関代

一 十 四 理業務 券の 用人が職務上知り得たその顧客の行う事業に係る公表されていな む。 形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介に係る業務を含 V. 号及び第二号の性質を有する有価証券を除く。 その職務を行うべき社員を含む。)若しくは使用人が、有価証 て同じ。 有価証券の売買、 者若しくはその役員若しくは使用人が職務上知り得たその顧客の れるもの又は有価証券等仲介業務に従事する金融サービス仲介業 する当該有価証券に係る顧客の投資判断に影響を及ぼすと認めら る金融サービス仲介業者若しくはその役員若しくは使用人が勧誘 い情報その他の特別な情報であって有価証券等仲介業務に従事す 形 て同じ。 に同法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券であって同項第 金融サービス仲介業者又はその役員(役員が法人であるときは に従事する金融サービス仲介業者若しくはその役員若しくは使 (金融商品取引法第三十三条第二項第一号に掲げる有価証券並 、取引に係る注文の動向その他の特別の情報であって当該有価 の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介に係る業務を 発行者に係る金融機関代理業務に重要な影響を及ぼすと認め 再編強化法代理業務のうち事業のための資金の貸付け又は手 以下この号及び次号並びに第百十八条第七号において同じ。 金融機関代理業 (金融機関代理業のうち事業のための資金の貸付け又は)を行う場合において、 の発行者である顧客の非公開融資等情報 市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティ (再編強化法代理業務を含む。 有価証券等仲介業務に従事する 以下この号にお (金融機関代 次号にお

[イ~ハ 略]

[二十五・二十六 略]

(業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずる(

おそれがあるもの)

[一~八 略]

のに限る。)を利用して有価証券の売買その他の取引を勧誘して相手方金融機関が当該顧客の書面による同意を得ることなく、相手方金融機関に提供している状況又は当該相手方金融機関から取得した顧客の財産に関する情報代の他の特別な情報(次に掲げるものを除く。)を、事前に顧客の書種を配いる場所を開始が出版。)を、事前に顧客の書館を開から取得した顧客の財産に関する情報をのに限る。)を利用して有価証券の売買その他の取引を勧誘して

供する行為(次に掲げる場合を除く。)
はする金融サービス仲介業者若しくはその役員若しくは使用人に提の役員若しくは使用人から受領し、又は金融機関代理業務に従事する金融サービス仲介業者若しくはそを金融機関代理業務に従事する金融サービス仲介業者若しくはそられるものをいう。以下この号及び同条第七号において同じ。)

[イ~ハ 同上]

[二十五・二十六 同上]

[2 · 3 同上]

おそれがあるもの) (業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずる

第百十八条 [同上]

[一~八 同上]

置その他の取引を勧誘している状況 では当該相手方金融機関から取得した顧客の財産に関する情報である同意を得ることなく、相手方金融機関が当該顧客の書面による同意を得ることなく、相手方金融機関に提供している状況又は当該相手方金融機関から取得した顧客の財産に関する情報での他の特別な情報で当該相手方金融機関から取得した顧客の財産に関する情報そのる問意を得ずに提供したものに限る。)を、事前に顧客の書である同意を得ずに提供したものに限る。)を、事前に顧客の書である同意を得ずに提供したものに限る。)を列用して有価証券の売る同意を得ずに提供したものに限る。)を列用して有価証券の売る同意を得ずに提供したものに限る。)を利用して有価証券の売る同意を得ずに提供したものに限る。)を利用して有価証券の売る同意を得ずに提供したものに限る。)を利用して有価証券の売る同意を得ずに提供したものに限る。)を利用して有価証券の売る同意を得ずに提供したものに限る。)を利用して有価証券の売る同意を得ずに提供したものに限る。)を利用して有価証券の売る同意を得ずに提供したものに限る。)を利用して有価証券の売る同意を得ずに提供したものに限る。)を利用して有価証券の売の表別な情報を関する。

	備考 表中の [] の記載は注記である。
	めのあるものを含む。)に係るもの
	は、外国法人(法人でない外国の団体で代表者又は管理人の定
	融サービス仲介業者の親法人等若しくは子法人等である場合に
	若しくは子法人等である場合又は当該相手方金融機関が当該金
[号の細分を加える。]	ハ 当該金融サービス仲介業者が当該相手方金融機関の親法人等
[イ・ロ 同上]	[イ・ロ 略]

附 則

(施行期日)

第一条 この府令は、公立

(罰則に関する経過措置)

第二条

この府令の施行

前にした行為に対する罰則の適用については、

なお従前の例による。

第一条 この府令は、公布の日から施行する。

(銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令の一部改正)

第三条 銀行法施行規則等の一 部を改正する内閣府令 (令和三年内閣府令第三十六号) の一部を次のように

改正する。

第十一条中 金融商品取引業等に関する内閣府令第百二十三条第二項第一号の改正規定を削る。